特定原動機の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
定格出力が19kW以上37kW未満である特定原動機	5.0	0.7	4.0	0.03
定格出力が37kW以上56kW未満である特定原動機	5.0	0.7	4.0	0.025
定格出力が56kW以上75kW未満である特定原動機	5.0	0.19	3.3	0.02
定格出力が75kW以上130kW未満である特定原動機	5.0	0.19	3.3	0.02
定格出力が130kW以上560kW未満である特定原動機	3.5	0.19	2.0	0.02

二　完成検査の際、当該特定原動機を平成26年改正前ディーゼル特定原動機８モード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25％を超えないものであること。

三　平成26年改正前細目告示別添46に規定する運転条件により当該特定原動機を無負荷の状態のままで急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25％を超えないものであること。ただし、当該汚染の度合いを測定する前に、細目告示別添109に測定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が0.80m^{-1}を超えないときは、当該汚染の度合いが25％を超えないものとみなす。

2　法第17条第１項ただし書の規定による確認を行う場合において、規則第22条第１項の規定により提示された特定特殊自動車に搭載される軽油を燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、当該特定特殊自動車が、平成22年３月18日以後、前項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日前に製作等をしたものである場合に限り、第２条第１項第４号の規定にかかわらず、第１号及び第２号又は第３号の条件に適合するものであれば、規則第２条第１項第１号の基準に適合するものとする。

一　当該特定原動機を平成26年改正前ディーゼル特定原動機８モード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）を、平成26年改正前ディーゼル特定原動機８モード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値及び細目告示別添43に規定する暖機状態での平成26年改正前ＮＲＴＣモード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態での平成26年改正前ＮＲＴＣモード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態での平成26年改正前ＮＲＴＣモード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態での平成26年改正前ＮＲＴＣモード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、それぞれ次の表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

特定原動機の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
定格出力が19kW以上37kW未満である特定原動機	6.5	0.9	5.3	0.04
定格出力が37kW以上56kW未満である特定原動機	6.5	0.9	5.3	0.033
定格出力が56kW以上75kW未満である特定原動機	6.5	0.25	4.4	0.03
定格出力が75kW以上130kW未満である特定原動機	6.5	0.25	4.4	0.03
定格出力が130kW以上560kW未満である特定原動機	4.6	0.25	2.7	0.03

二　当該特定原動機を平成26年改正前ディーゼル特定原動機８モード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25％を超えないものであること。

三　当該特定原動機が既に特定特殊自動車に搭載されており、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間においては、平成26年改正前細目告示別添46に規定する運転条件により当該特定原動機を無負荷の状態（それが不可能な構造の特定特殊自動車に搭載する特定原動機にあっては、当該特定原動機を搭載した状態での負荷が最小になる状態）のままで急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生する当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25％を超えないものであること。ただし、当該汚染の度合いを測定する前に、細目告示別添109に測定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が0.80m^{-1}を超えないときは、当該汚染の度合いが25％を超えないものとみなす。

3　法第18条の規定による命令の判定を行う場合において、軽油を燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるもののうち、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成26年経済産業省・国土交通省・環境省告示第１号。以下「平成26年改正告示」という。）による改正前の特定原動機技術基準又は前二項若しくは第19条の規定に適合するものは、第２条第１項第６号の規定にかかわらず、平成26年改正前細目告示別添46に規定する運転条件により当該特定原動機を無負荷の状態（それが不可能な構造の特定特殊自動車に搭載する特定原動機にあっては、当該特定原動機を搭載した状態での負荷が最小になる状態）のままで急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが25％を超えないものであれば、規則第２条第１項第１号の基準に適合するものとする。ただし、当該汚染の度合いを測定する前に、細目告示別添109に規定する方法により排出ガスの光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が0.80m^{-1}を超えないときは、当該汚染の度合いが25％を超えないものとみなす。